

新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業所における  
臨時的な在宅でのサービス提供について

1 在宅利用の対象者

今般の新型コロナウイルスへの対応のため、通常を受給者証をお持ちであれば、通所利用が困難であることの要件は問わないこととします。

2 届出について

「新型コロナウイルスへの対応に伴う生活介護事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」（別紙2）により、臨時的な在宅でのサービスの実施開始日及び対象とする利用者を上尾市健康福祉部障害福祉課（〒362-8501上尾市本町三丁目1番1号）宛てに届出が必要となります。

事務連絡発出日以降、別紙2での実施開始日の届出をもって本取扱いの適用とします。届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

※事業所の運営規定の変更は不要です。

※利用者の市役所への改めての支給申請等は不要です。（通常を受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能）

3 サービス提供について

サービス提供に係る要件については、次のとおりとします。

- ① 在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。
- ② 在宅支援の内容について個別支援計画を作成し利用者に同意を得ること。また、利用者の家族、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に在宅支援の内容を説明し、事前に調整すること。
- ③ 原則、居宅へ訪問し支援を行うこと。
- ④ 利用者から居宅への訪問を拒否された場合などは、電話等の方法で利用者の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援を可能とする。また、居宅介護等のサービス利用が必要であれば、障害福祉課や計画相談支援事業所と調整すること。
- ⑤ 利用者が生産活動等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑥ 在宅支援を行う場合でも利用者負担額が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。
- ⑦ 緊急時の対応ができること。

#### 4 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおり国保連合会への請求となります。

※利用者確認欄の記入及び押印が提出期限に間に合わない場合は、記入・押印後の提出で差し支えありません。

#### 5 その他

- (1)本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2)本取扱いの対象者は、上尾市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (3)今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。